

令和 4 年度第 2 回 沿岸荷役主任者教習会開催のお知らせ

厚生労働省では、昭和 54 年 5 月 2 日付けの基発第 212 号により、「沿岸荷役主任者」に対する教育実施が定められ、また、コンテナターミナル等で稼働する「ストラドルキャリアー」に於ける作業指揮者に「沿岸荷役主任者」の配置が、昭和 60 年 4 月 5 日付けの基発第 185 号の 3 により、特に格付けされています。

さらに、平成元年 4 月 1 日からの法改正により、常時 10 人以上の労働者を使用する事業場（作業場）では、「沿岸荷役主任者」による作業指揮が更に重要となりました。

当総支部では、労働災害撲滅のために「沿岸荷役主任者」の育成と資質向上及び各付けの付与を目的として、標記の教習会を下記によって開催いたしますので、関係労働者の受講について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 開催月日 第 1 日 2023 年 1 月 23 日（月）
第 2 日 2023 年 1 月 24 日（火）

2 講習会場
港湾技能研修センター 神戸市中央区港島 9 丁目 1 番
TEL.078-303-0016 港湾労災防止協会兵庫県総支部
URL.<http://kouwansaibou-hyogo.jp>

- ・ポーター三宮駅で「神戸空港方面行き」乗車→「医療センター前」下車→徒歩 15 分
- ・神姫バス「神戸インキュベーションオフィス経由 MOL 行き」そごう前「三宮バス停」乗車→「港湾短大前」バス停下車

3 受講資格

区分	一次条件	二次条件	判定
(1)	イ クレーン、移動式クレーン、デリックまたは揚貨装置の運転免許取得後、4 年以上の運転経験を有する者（昭和 53 年 9 月以前の取得者に限る）	沿岸荷役作業に於ける作業担当責任者として業務経験を 2 年以上有する者で且つ玉掛け資格を有する者に限る。	受講の有資格者
	ロ 玉掛け技能講習修了者で、沿岸荷役作業において玉掛け作業に 5 年以上従事した者		
	ハ フォークリフト運転技能講習修了者で、沿岸荷役作業に 4 年以上従事した者 かつ、ロの条件を満たす者		
	ニ はい作業主任者技能講習修了者で、はい作業主任者としての業務を 2 年以上従事した経験を有する者 かつ、ロの条件を満たす者		
(2)	船内荷役作業主任者技能講習を修了した者		

*二次条件まで満足している方が受講できます、よくご確認願います。

4 受講料 17,500 円（テキスト代、消費税を含む）
尚、一旦納入された受講料は、理由の如何を問わず返却致しません。

5 受講定員 25 名
なお、申し込みが定員に達し次第締め切らせて頂きます。

6 受講申込
(1) 受付期限 2023 年 1 月 10 日（火）まで
(2) 受付場所 港湾労災防止協会兵庫県総支部
神戸市中央区港島 9-1 港湾技能研修センター

(3) 申込方法

・受講申込書（用紙は当総支部または県内各支部・部会で用意）の各欄に必要事項を記入の上、カラー写真 2 枚（ライカ判 24mm×30mm）を添え、1 枚は申込書の所定欄に貼付し、他の 1 枚は写真の裏面に事業所名、本人氏名を記入し、申込書にクリップ止めする。
また、受講資格の免許証、資格証等の写しを添付して下さい。

7 教習の時間割（尚、講師の都合により、変更することがあります。）

日程	時間		時間数	講習の内容	免除資格
	開始	終了			
第 1 日	08:40	08:50	10 分	オリエンテーション	
	08:50	10:20	3	①関係法令	
	10:30	12:00			
	12:00	12:45	45 分	昼食休憩	
	12:45	13:45	2	②荷役機械等の構造と取扱方法に関する知識	
	13:50	14:50			
	14:55	15:55	2	③荷役の方法に関する知識	
16:00	17:00				
	17:05	～	修了試験 I（3 科目）		
第 2 日	08:50	10:20	3	④作業指揮に必要な知識	第 3 項の(2)
	10:30	12:00			
	12:00	～	修了試験 II（1 科目）	第 3 項の(1)の二	
	12:15	13:00	45 分		昼食休憩
	13:00	14:30	3		⑤はい付け、はい崩し作業に関する知識
	14:40	16:10			
16:15	～	修了試験 III（1 科目）			

8 受講上の注意

- (1) 講習会場の所在地を事前に確認しておいて下さい。（遅刻・早退者は不合格になります。）
- (2) 会場の駐車場には限りがありますので、出来る限り公共交通機関等をご利用下さい。
- (3) 各受講日ともに、開講時間 10 分前迄に集合して下さい。
- (4) 筆記用具の携行は、両日共に鉛筆、消しゴムに限りです。（ボールペンは不可、電卓の持ち込みは可）
- (5) 受講票、テキストは 2 日間とも持参し、受講票は、各日とも受付に提出して下さい。

9 不明な点の問い合わせ先： 港湾労災防止協会兵庫県総支部（Tel. 078-303-0016）



ご提出いただいた個人情報、当事務所が責任をもって管理し、本講習以外の目的には使用しません。